

## 臨床研修制度における地域枠医師への対応

参考資料6  
平成 29 年9月 27 日  
臨床研修部会後 資料3

### 1 地域枠学生情報の共有

#### (1) マッチングの規約改正<sup>※1</sup>

ア 地域医療への従事要件等<sup>※2</sup>が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出る

※1 医師臨床研修マッチング協議会に改正を依頼。また、マッチングの登録時に地域枠であることを登録できないか、システム改修の検討予定。

※2 臨床研修期間中の従事要件等が課せられている者に限る。以下同じ。

イ 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を經由して、臨床研修病院に情報提供する

(2) 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県に照会することができる

### 2 臨床研修病院に対する依頼

(1) マッチングの希望順位登録前に、研修希望者の従事要件等を必ず確認する

(2) 研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で希望順位登録を行う  
(当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わない)

### 3 地域枠医師のフォロー

(1) 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認し、毎年4月末日までに厚生労働省に提出する

(2) 臨床研修病院が、従事要件等に反する研修医を採用している場合、制度から逸脱した程度に応じて、当該病院に対する臨床研修費補助金を減額する<sup>※</sup>こととする。なお、減額を開始する時期については、十分な周知期間をとり、平成31年度とする。

※ 当該病院の募集定員の削減も含む